

1990.12.
No.12



Let's Play Indiaca

Japan
Indiaca
Association

〔発行者〕

日本インディアカ協会

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
修養団会館 (財)日本レクリエーション協会内
Telephone 03・423・1241

全国組織としての 整備・充実をめざして

……………日本インディアカ協会規約の改正にあたって……………

1980(昭和55)年に設立した日本インディアカ協会は、今年10周年を迎えました。

その間、本協会の趣旨に賛同される熱心な愛好者や
各レクリエーション協会などのご尽力によって、インディアカは全国的にめざましく普及し
生涯スポーツの優れた活動として認められるようになってとともに
都道府県インディアカ協会も47都道府県のうち過半数の24都道府県に
結成されるなど、組織の整備、拡充も進んでまいりました。

このような普及と成長の動向に伴い、本協会の全国組織としての一層の充実を図り
今後ますますわが国の生涯スポーツに大きく貢献できる団体に発展するため
本協会の規約の組織に関する規定を改正することにいたしました。

ご承知のとおり本協会の現行規約は、1980年に定めたもので
その後部分的修正を2回行っていますが、全体としては設立当初の規約のまま現在に至っております。

したがって10年間における時代の推移や

上述した組織の発展、及び将来への構想などを踏まえ

本協会理事会において現行規約の検討をここ数か月来行ってまいりました。

その結果、特に本協会の全国組織としての構成、会員制度及び登録制度を中心に
規約の改正を行なうことにした次第です。

改正の条項は次ページのとおりですが、改正内容のそれぞれについて以下に解説を行い

改正の趣旨と改正後の制度などについてご理解をいただきたいと存じます。

なお、今回の規約改正は、将来における本協会の「社団法人」化へのひとつの布石であることを申し添え
一層のご賛同、ご支持を期待いたします。

「日本インディアカ 協会規約」 の改正内容の解説

本協会の「目的」の拡大

第一章総則の第2条は、本協会の「目的」を掲げる条ですが、現行規約は目的として「国民の健康づくりへの寄与」だけをうたっていました。これをさらにレクリエーション運動の理念や生涯スポーツの考え方に立って、国民の「生活文化の向上」「連帯性の進展」を加え、健康づくりと併せインディアカ普及の目的としたわけです。これら3つの柱を、インディアカの愛好者、指導者の活動の理想としていただきたいと思います。

本協会の「組織」の整備

第3章として新たに「組織」を設け、その第4条に本協会の組織の構成を明確にし、全国組織としての整備を図りました。

本協会の「会員」制度の整備

すなわち本協会は、都道府県インディアカ協会によって構成される全国組織とし、さらに、都道府県協会は加盟する市町村インディアカ協会によって市町村協会はそれに加盟するそれぞれのインディアカクラブによって構成されるという、組織としての原則をきちんとさせたわけです。なお、インディアカクラブは、インディアカを愛好する人たちが自発的につくった地域や職場における活動の組織ですが、そうしたクラブが日本インディアカ協会のいちばん基礎となる単位組織であるとしているのです。

第5条では、第4条で定めた本協会の組織への加盟は、「登録」という方法で行うことを示しました。インディアカクラブは市町村協会へ、市町村協会は都道府県協会へ、都道府県協会は日本協会へと、それぞれ上級協会へ、「加盟登録」をすることによって、本協会の組織を構成する団体となるわけです。また、クラブのメンバーである個人は、クラブから市町村協会、都道府県協会を通じて日本協会に、「会員登録」を行って加入することにより、本協会の会員となることができます。

このような登録のしくみと方法は、別に「登録規程」によって定めることにしましたが、その解説で詳しく説明いたします。

第4章は、「会員」について規定するものですが、現行規約では都道府県協会、市町村協会、インディアカクラブ、個人会員の4者をともに、いずれも「会員」として扱ってききました。しかし組織のしくみとしては、これらの4者を同列の会員とするのは矛盾があり、直接本協会に登録している個人会員が、インディアカクラブや市町村協会、都道府県協会に全く登録をしていないとか、直接本協会に登録をしているインディアカクラブが、市町村協会や都道府県協会につながつていない、などの問題点が出てきています。

こうした「会員」の制度は、創設当初の本協会のしくみとして、普及の面から止むを得ず暫定的に定めたものでしたが、組織の拡充や会員の増加に伴って、現行規約の「会員」の規定が、実態にそぐわなくなってきたのとともに、第3章「組織」に定めたような、全国組織の構成にふさわしくないとの指摘がみられるようになりました。

したがって今回の改正規約では、「会員」を個人会員のみにとし、第6条に本協会の会員とは、インディアカクラブへの加入により市町村協会、都道府県協会を通じて本協会に「会員登録」をした者と定めることにしました。すなわち、クラブ、市町村協会及び都道府県協会は、上述しました第3章の規定

日本インディアカ協会規約

(改訂条項のみ)

〈第1章〉

第2条 本協会は、健全なレクリエーション活動の一環として、インディアカを普及し、もって国民の健康づくりと生活文化の向上、および人びとの社会連帯性の進展に寄与することを目的とする。

〈第3章〉組織

第4条 本協会の組織は、本協会に加盟する都道府県インディアカ協会によって構成する。

2. 都道府県インディアカ協会は加盟市町村インディアカ協会によって構成し、その代表団体となる。

3. 市町村インディアカ協会は、その市町村内の加盟インディアカクラブによって構成し、その代表団体となる。

4. 各インディアカクラブは、それに入会する個人会員によって構成する。

第5条 前条に定めた各インディアカ協会の上級協会への加盟、及び会員の加入は、加盟登録及び会員登録によって行う。登録の制度は別に定める。

〈第4章〉会員

第6条 本協会の会員とは、各インディアカクラブに加入し、かつ市町村、都道府県インディアカ協会を経て、本協会に登録した者をいう。

2. 会員の資格及び登録は、前条にいう登録制度によって別に定める。

第7条 会員はつぎの特典を得ることができる。

- 1) 本協会の刊行する資料の配布
- 2) 本協会の主催する大会、競技会、講習会、研修会等への参加
- 3) 審判員及び指導者等の認定の申請
- 4) 用具等の割引購入
- 5) その他の優先的処遇

〈第5章〉役員、評議員

(以下章、条の番号を順次繰下げる)

付則

1. 2. 3. (現行通り)
4. この規約は平成3年4月1日から施行する。施行に伴う前規約第3章「会員」の規定によるこれまでの会員は、

この規約の第3章、第4章の規定に移行するものとする。なお、当分の間、暫定処置として、都道府県インディアカ協会が未設置の場合は、市町村インディアカ協会が本協会に直接登録することを認める。なおまた当分の間、市町村協会未組織のインディアカクラブが、本協会に登録しようとする場合は、暫定的に都道府県協会に直接登録することを認める。

5. 当分の間、各レクリエーション協会および行政機関等が、本協会と共催する「指導者認定講習会」を受講しようとする者、および本協会が主催、共催する大会に出場しようとする者で、本協会の会員でない者は、暫定的に直接本協会に会員登録を行うことができる。ただし登録後は、できるだけ速やかにインディアカクラブ・市町村協会への加入、あるいはそれらの組織化に努めなければならない。なおこの場合、「登録イキ」に定める登録料は、直接本協会に納入するものとする。

によって、本協会に加盟する構成団体とし、「会員」はそれらの組織を通じて本協会に「会員登録」によって加入した個人という、組織としてのすじを通すことにしたわけです。この趣旨は現行規約の第3章第4条の2に「会員は原則として、上部団体に加盟するものとする」という規定にすでにみられるわけですが、さらにきちんとした姿に改めようという意図による改正なのです。

続く第7条は、本協会に登録した個人会員の特典(メリット)についての規定です。ここでは新しく「2 本協会の主催及び共催する大会、競技会、講習会、研修会等への参加」の項を加えました。すでに現在も、各ブロック大会、資格認定講習会など、本協会の主催・共催する事業は、それぞれの参加要項などによって「会員」でなければ参加できないことになっていますが、それを、「会員」の特典として明記、追認したわけです。なお、本協会が共催しない都道府県協会主催の大会などの事業については、それぞれの都道府県協会が自主的に参加資格などを定めたいただければよいと思います。

ちなみに第7条の「5 その他の優先的処遇」の内容として、現在検討中の「表彰・顕彰制度」の対象とすること、将来における国際交流への参加、本協会の定めるインディアカマークや標章、服装などの使用等が挙げられます。

このような「特典」は、本協会の「会員の権利」でもあって、メンバーシッ

プ制を基本とする組織の原則となるものです。逆にいえば、「会員」でない人には、「特典」を受ける権利がないということを明確に定めているわけです。

移行措置について

「組織」や「会員」に関する規約の改正には、現行規約から改正規約への、移行の措置が必要です。そのため「付則」の4、5によって、その措置を定めました。

「付則」の4では、現在すでに本協会に加盟している、現行規約「第3章」による「会員」は、都道府県協会、市町村協会及びインディアカクラブの場合は、改正規約「第3章」の本協会加盟構成団体に、個人会員の場合は改正規約「第4章」の本協会加入会員に、そのまま移行することにしています。したがって規約改正に伴う手続きは何も必要ありません。

また現行規約で行われている市町村協会の本協会への直接登録も、当分の間そのまま認めることにしますが、暫定処置とみなすことによって、都道府県協会の設置を促進するよう期待したわけです。同様に、市町村協会未設置の地域におけるインディアカクラブの本協会への登録は、直接都道府県協会への加盟登録によって認めることにしました。これも暫定的とすることにによって、市町村協会設置の促進を意図しています。なお、クラブの本協会へ

の直接登録は認めないことにしました。

「付則」5は、個人会員の「会員登録」に関して、現在行われている方法に対する暫定的な移行措置を定めたものです。すなわち、これまで本協会が主催して行われている、各レクリエーション協会や教育委員会などの「指導者認定講習会」とが、あるいは本協会の主催・共催する大会などに参加する場合に、参加当日その場で直接本協会に「会員登録」を行うというのが実情でした。現行規約ではこの方法も認められていました。改正規約の規定からすれば、これは認められないこととなります。しかし、現実にはインディアカの普及上からみて、このような機会を通じて会員になろうとする人々への対応がやはり大切であると考えますから、当分の間の暫定処置として、こうした個人の直接登録を認めることにしました。

ただし、そのような形で直接登録をした人は、速やかにインディアカクラブ、市町村協会への加入を行うことを義務づけ、またインディアカクラブ、市町村協会がない場合は、それらの組織づくりに努めることを規定しました。なお、本協会へのこうした個人の直接会員登録は、従来どおり都道府県協会へできるだけ速やかにお知らせしますから、改正規約の規定のつとめたクラブ、市町村協会への加入を、都道府県協会においてもご指導いただきたいと希望します。

日本インディアカ協会登録規程

第1条 (目的)

この規程は本協会規約第5条及び6条に基づく登録制度を定める。

第2条 (登録の定義)

登録とは、都道府県・市町村インディアカ協会及び各インディアカクラブの各上級協会への加盟、並びに個人会員の上述の各組織を経た本協会への加入をいう。

第3条 (加盟登録)

各インディアカクラブ、市町村・都道府県インディアカ協会は、それぞれ上級協会に加盟登録を行うことによって、上級協会の構成団体となることができる。

2. 各クラブ及び市町村協会は、加盟した都道府県協会が本協会に加盟することにより、本協会の構成団体としての権利と特典を受けることができる。

第4条 (会員登録)

各インディアカクラブの会員は、所属クラブが市町村・都道府県協会を経て本協会に加盟することにより、本協会に会員として登録することができる。

第5条 (登録手続き)

加盟登録に当たっては、本協会の定める所定の手続きをとり、かつ次条に定める登録費を納めなければならない。

2. 各クラブの会員が本協会の会員登録を行うには、次条の登録費を納めなければならない。

第6条 (登録費)

登録に当たって納入する登録費は、2年分一括納入とし、次の額とする。

- 1) 各インディアカクラブは、市町村協会に会員数×1500円を納入する。
- 2) 各市町村協会は、都道府県協会に協所属クラブの会員数×1200円を納入する。
- 3) 都道府県協会は、本協会に所属市町村協会の会員数×600円を納入する。
- 4) 本協会の会員登録を行うものは、所属するインディアカ協会にそのクラブの会費のほかに登録費として1500円(2年分として)を納入しなければならない。

第7条 (登録期限)

登録の有効期限は、登録年の4月1日より翌々年の3月31日迄とする。なお登録年の12月31日までの登録も、翌々年の3月31日迄とする。

2. 登録期限に当たって登録を継続する場合は、期限後3か月以内に所定の更新手続きをしなければならない。

第8条 (登録の抹消)

前条の更新登録手続きをとらなかったとき、及び次の項に該当する場合に登録を抹消する。

- 1) 加盟の取消を文書で表明したとき。
- 2) 所定の登録費の納入を1年以上怠ったとき。
- 3) 登録会員が本協会の名誉を毀損したとき、及び重大な刑事罰を受けたとき。

付則

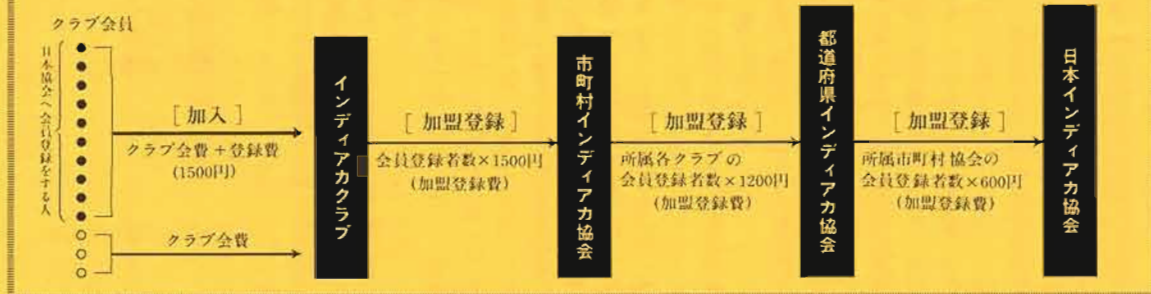
1. この規程は平成3年4月1日から施行する。
2. この規程による各種手続きと必要書類の様式は別に定める。
3. 当分の間、市町村協会またはインディアカクラブ未組織の個人が、本協会の「会員」として登録しようとする場合は、暫定的に都道府県協会に直接登録することを認める。なおこの場合、登録料を都道府県協会に直接納入するものとする。

「登録規定」の解説

改正規約の第3章「組織」と第4章「会員」の、登録の方法としくみについて、新しく「登録規程」を設けました。「登録」とは本協会への都道府県・市町村協会及びインディアカクラブの加盟方法、並びに個人の「会員」が、これらの組織を通じて本協会に加入する方法をいいます(第2条)。

「第3条」の「加盟登録」は、インディアカクラブ及び市町村・都道府県協会が、全国組織である本協会の構成団体として加盟する登録のしくみを定めるものです。このしくみはインディアカクラブの市町村協会、市町村協会の都道府県協会への加盟というしくみとして、一貫した組織構成としています。「第4条・会員登録」は、個人が本協会の「会員」として加入する登録のしくみを定めたものです。原則としては会員はクラブに加入し、そのクラブが市町村・都道府県協会を経て本協会に加盟することによって、日本協会の会員登録ができることになります。ただし、当分の間の暫定的な方法として、先に述べました「規約・付則5」によ

組織と登録のしくみ



る直接登録を認めることにします。

なお、「規約」及び「登録規程」の条文のうえに、団体としての登録を「加盟」と呼び、個人の会員登録を「加入」としていることに注意ください。

「第5条」は、その「加盟登録」と「会員登録」の「手続き」について定めています。そして、登録に当たっては「登録費」を納めることとし、「第6条」に、「登録費」とその納め方について規定しました。

個人の「会員登録費」は、従来どおり2年分一括納入で、現行のまま1500円（1年750円）としますが、これの納入の方法は所属するインディアカクラブを通じて納めることとなります。したがって、本協会の「会員」として登録する人は、所属クラブの会費のほかに、2年分の「会員登録費」1500円をクラブに納めるわけです。

各インディアカクラブは、その加盟する市町村協会に、クラブに所属する「会員登録者数×1500円」を加盟登録費として納入します。さらに市町村協会は、加盟する都道府県協会に、所属するインディアカクラブから納められた会員登録費のうち1200円を、「登録会員」数分、加盟登録費として納入します。つまり差額300円は、市町村協会の運営経費などに繰り入れていただきます。

このようにして、各市町村協会からの登録料の納入を受けた都道府県協会は、そのうち600円×所属登録会員

者数を、日本協会の加盟登録費として納入します。この場合も600円を都道府県協会の運営費・事業費などに繰り入れていただくことになります。

文章でこのように説明すると、いささか繁雑に思われるかもしれませんが、図示すると上掲のようになります。このような登録のしくみをとることによって、個人会員とクラブ、市町村協会、都道府県協会が、一体的な組織としてつながり、インディアカ会員数やクラブ数、市町村・都道府県協会の現状などが全国的に把握できるわけです。

なお、この「登録費」の施行に伴い、現行規約による都道府県協会、市町村協会、インディアカクラブが、本協会に納めている「加盟料」は廃止されます。ちなみに、スポーツクラブのメンバーの方々が、全日本協会の「会員登録」を行っていたとき、全国組織を支えていたのが望ましいのですが、初心者とか本協会の事業などに参加されることのないメンバーの方に、これを強制することはできません。あくまで都道府県協会の自主的な判断と、ご指導にお任せしたいところです。

第7条では「登録期限」を規定しています。登録の有効期限が2年間であることは現行の規定と同じですが、従来は個人会員の場合、登録した日から満2年を原則としてきましたが、日本協会及び都道府県協会などの事務上の手続きの簡素化を図るため、年度制による期限とし、4月1日以降12月31

日までの新規登録については、その翌々年の3月31日を登録有効期限としました。

つまり、例えば10月1日に登録された場合は、翌々年の3月31日が期限となり、満1年5か月ということになります。つまり、これは新規登録のみにみられるケースで、更新登録以降は2年度ごとの登録手続きですから、かえって混乱が起きないと考えての改正です。

なお登録更新は、期限の切れた3月31日以降3か月以内としましたが、個人の「会員登録」は、4月中に各クラブにおいて市町村協会へ「更新登録」の手続きを行っていただきたいと思えます。これらの「更新手続き」の方法については、その様式を含め追ってお知らせいたします。

「登録規程」をこのように新しく定めましたが、現行制度による実情からみて、市町村協会のないところ、あるいはインディアカクラブが結成されていない場合に、個人が本協会の「会員登録」をしようとするケースが、まだ自分の間続くものと思われまします。そこで、「登録規程」の「付則3」に、都道府県協会への直接登録を暫定的に認めることにしました。

あくまで都道府県協会の自主的な判断によって、登録の可否の決定をお任せいたしますが、登録を受諾した場合は、都道府県協会に登録費1500円を直接納入し、そのうち600円を本協会に納めていただくことになります。

●おわりに

以上、解説をしてきました本協会の「規約」の改正、及びそれに伴う「登録規程」は、いずれも来年4月1日から施行することになっております。したがって、今年度（平成2年3月31日まで）は、現行規約による制度で行いつつ、新しい登録制度への移行準備期間といたします。

解説をお読みいただくとご理解がえるように、現在加盟されている団体及び個人会員については、特に改めて手続きなどが必要というわけではございません。登録更新時に当って、追ってお知らせする「更新手続き」をとっていただければ結構です。

また、新規の加盟登録や会員登録については様式などを定め、来年度からの施行に備えることにいたします。なお、さらに不明の点などがありましたら、本協会にお問合せ下さい。



1989.10.1~90.8.30の取得
(順不同・敬称略)

Indiaca

普及審判員一覽

1989.10.1~90.10.30の取得
(順不同・敬称略)

●福島県
●東京都
●千葉県
●茨城県
●埼玉県
●埼玉南
●埼玉北
●群馬県
●栃木県
●山梨県
●長野県
●新潟県
●富山県
●石川県
●福井県
●岐阜県
●静岡県
●愛知県
●三重県
●滋賀県
●京都府
●奈良県
●和歌山県
●兵庫県
●大阪府
●堺市
●神戸市
●姫路市
●岡山県
●広島県
●山口県
●徳島県
●香川県
●高松市
●愛媛県
●高知県

●北海道
●秋田県
●山形県
●福島県

一、**目的**：通过本课程的学习，使学生了解中国文学史的发展脉络，掌握中国文学史的基本知识，提高学生的文学素养和审美能力。

二、**内容**：本课程主要介绍中国文学史的发展脉络，包括先秦两汉文学、魏晋南北朝文学、唐宋文学、元明清文学等。

三、**要求**：学生应认真听讲，积极参与课堂讨论，按时完成作业，提高学习效果。

四、**考核**：本课程采用平时成绩和期末考试相结合的方式考核。

五、**备注**：本课程为必修课，学生必须参加。

●千葉県

● 茨城県

● 枋木渠

1. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 2. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 3. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 4. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 5. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 6. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 7. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 8. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 9. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係
 10. 關於「臺灣省」與「臺灣省政府」之關係

●埼玉県

[illegible]

●群馬県

[illegible]

●長野県

THE **THE** **THE**

●愛知県

●静岡県

1

100

●石川県

P

11

●三重県

1

1

THE
U
A

100

10

●香川県 川原恭子 岡島友子 森信

●長崎県

●熊本県

●沖縄県

●訂正とお詫び

第11号の「手づくりコート」に全員集合は「埼玉県」の誤りでした。また、「普及審判員一覧」に島根県の溝江宏一、足立武司、田中秀男（敬称略）とあるのは「島根県」の誤りでした。関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。



●水戸軽スポーツクラブ●



発足は水戸市軽スポーツ教室。1年後、主にインディアカをやるということで、水戸軽スポーツクラブとして新たにスタートし、8年を経て現在に至っています。現在クラブ員は約17名。毎週金曜日の午前中、市民体育館でさわやかな汗を流しています。かつて30代から50代だった仲間も、それぞれに順調に年を重ね、衰えつつある体力は、気力とチームの和でカバー。コート内は熱気に溢れています。県内の各試合への参加、また、忘年会、新年会、年度末総会等、食事会なども随時計画し、常にメンバーの親睦を心がけています。年数の割には腕の方がイマイチと、チーム内の声もなくはないのですが、楽しさ優先の会長の主旨に本音のところは賛成なのです。そんな訳で好プレーより珍プレーの方が多く、試合中にも笑いが絶えません。8年の記録はまだまだ更新を続けそうです。

われら

インディアカ仲間

静岡県御殿場市役所では昼休みになると、中庭で職員がインディアカに興じる喚声が庁舎にこだましています。そんな職場にインディアカクラブが発足したのは2年前（それ以前は同好会でした）。現在、男性13人・女性16人で構成され、週1回の練習に汗を流し、御殿場市インディアカ協会主催の大会（年5回）にも積極的に参加し、成績も常に上位に位置するなど、下手ながら奮闘しています。このほか日本インディアカ協会関東ブロック大会や東海ブロック大会等にも参加をし、強豪を相手に腕を磨いているところです。競技や練習の合間には、ボーリング大会等の親睦行事も企画し、気分のリフレッシュ・ストレス解消を図るとともに、クラブ員の親睦の一助としています。いずれにしても、手軽にできる楽しいスポーツ「インディアカ」を通して明るい職場づくり、町づくりの一端になればと思っています。

●御殿場市役所インディアカクラブ●



1990年

各種大会報告

■スボレク和歌山 インディアカ大会

- 1990.10.13~15/和歌山市民体育館
- 参加チーム数——48チーム
- 参加チーム県数——46県（徳島県欠席）
- [1グループ]
 - 優勝——わかまつ（福岡）
 - 準優勝——鶴見台インディアカ同好会（長崎）
 - 3位——満濃かりん（香川）
- [2グループ]
 - 優勝——泉佐野インディアカ協会（大阪）
 - 準優勝——スーパーガールズ（栃木）
 - 3位——ヌカタ（愛知）
- [3グループ]
 - 優勝——都幾川杉の子（埼玉）
 - 準優勝——玉緒（山梨）
 - 3位——にのへ（岩手）

■第13回全国インディアカ大会

- 1990.9.23~24/京都市大谷ホール（大谷婦人会館）
- 参加チーム数——73チーム
- 参加チーム県数——15県
- [女子の部]
 - 優勝——KICマミーズ
 - 準優勝——パワーズ
 - 3位——枚方エトワールA
- [男子の部]
 - 優勝——一番星インディアカクラブ
 - 準優勝——守口市錦クラブA
 - 3位——守口市錦クラブB
- [混合の部]
 - 優勝——かもめチーム
 - 準優勝——二村台B
 - 3位——コスモス

■オールジャパン・レディース・インディアカ長崎大会

- 1990.9.2/長崎国際体育館
- 参加チーム数——64チーム
- 参加チーム県数——10県
- [Aブロック]
 - 優勝——フェニックスTUSIMA
 - 準優勝——鶴見台愛好会
- [Bブロック]
 - 優勝——オーロラクラブ
 - 準優勝——戸町クラブ
- [Cブロック]
 - 優勝——清末クラブ
 - 準優勝——交野同好会
- [Dブロック]
 - 優勝——星田同好会
 - 準優勝——ヤクルト愛好会

■オールジャパン・インディアカ大会

- 1990.4.22/北九州市立総合体育館
- 参加チーム数——90チーム
- 参加チーム県数——11県
- [女子の部]
 - 優勝——オーロラクラブ（下関）

- 準優勝——SSクラブ（下関）
- 3位——芦屋ファミリー（芦屋）
- [男子の部]
 - 優勝——吉田インディアカA（下関）
 - 準優勝——川中クラブA（下関）
 - 3位——赤羽クラブ（下関）
- [混合の部]
 - 優勝——橘シーホース（長崎）
 - 準優勝——オーロラクラブ（下関）
 - 3位——江川南クラブ（長崎）

■第13回関東ブロックインディアカ大会

- 1990.11.10~11/市川市塩浜市民体育館
- 参加チーム数——86チーム
- [女子の部]
 - Aコート——優勝——酒々井クラブ コスモス
 - Bコート——優勝——八千代クラブ村上同好会
 - Cコート——優勝——インディアカレッド
 - Dコート——優勝——八千代クラブ ひまわり
 - Eコート——優勝——八千代クラブ つばめ
 - Fコート——優勝——はなみずき
 - Gコート——優勝——酒々井クラブ なでしこ
 - Hコート——優勝——酒々井クラブ レインボー
- [混合の部]
 - Aコート——優勝——八街町インディアカ連盟A
 - Bコート——優勝——べたんこ
 - Cコート——優勝——長倉インディアカクラブ
 - Dコート——優勝——八街町インディアカ連盟B
 - Eコート——優勝——稲荷木クラブA
 - Fコート——優勝——酒々井クラブ かもめ
- [男子の部]
 - Gコート——優勝——幸手市八代RSC
 - Hコート——優勝——関沢体育クラブ

■第3回東海ブロックインディアカ大会

- 1990.7.29/豊橋市総合体育館
- [混合の部]
 - 優勝——一番星インディアカクラブ（愛知）
 - 準優勝——コスモス（愛知）
 - 3位——二村台A（愛知）
 - //——中野サンシャイン（愛知）
- [女子の部]
 - 優勝——安城レスカ（愛知）
 - 準優勝——天間A（静岡）
 - 3位——可児レク 赤とんぼ（愛知）
 - //——安城作野A（愛知）

■第10回関西ブロックインディアカ大会

- 1990.11.11/府立臨海スポーツセンター
- 参加チーム数——107チーム
- [女子の部]
 - 優勝——交野インディアカ同好会B
 - 準優勝——KICマミーズ
 - 3位——WICレッドベアーズ
- [男子の部]
 - 優勝——カネカ大阪A
 - 準優勝——カネカ大阪B
 - 3位——府水二建
 - //——メイプルA
- [混合の部]
 - 優勝——タイフーン
 - 準優勝——土居A
 - 3位——インディーファイブ
 - //——インコ
- [女子シニアの部]
 - 優勝——わかば
 - 準優勝——ミッキー
 - 3位——ポテトチップス
 - //——チェリーズ

